

投票日

12月14日(日)

投票日に用事がある方は、12月13日(土)まで
期日前投票ができます。

小選挙区選挙＝候補者個人に投票します。

比例代表選挙＝政党・政治団体に投票します。

投票についての御注意

◇投票日は、12月14日(日)です。

なお、投票所によっては、投票日を繰り上げているところもありますので、御注意ください。

◇投票のできる時間は、午前7時から午後8時までです。

なお、投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでお確かめください。

◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、御本人と確認できれば投票することができます。

◇期日前投票の制度があります。

投票日に用事があり投票所に行けない方は、12月3日(公示日の翌日)から12月13日(投票日の前日)までの間に、前もって投票することができます。

詳しくは、お住まいの市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ていただければ「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

みんなで行こう。明るい選挙。

